

発言席

団体としての社会的使命を果たしてきたと自負しています。

しかし、今年の4月1日から施行された新保険業法は、まさに覆耳に水でした。



日本勤労者山岳連盟理事長・斉藤義孝

私たちは日本勤労者山岳連盟という、今年で創立46年を数え、700近い山岳会やハイキングクラブが加盟する、会員数約2万2000人の登山団体です。

登山者の万一の事故への備えとして、現在は山岳保険があります。しかし、私たちは山岳保険もほとんどなかった1971年に、独自の山岳遭難対策基金を創設し、会員の苦勞と努力で登山界で最も補償内容の充実した基金を作り上げました。

現在は、この基金の一部を「安全対策基金」として、20年以上続けている雪崩講習会や登山学校、そしてクライミングの岩場の整備など、組織内外の事故防止事業などに、毎年1500万円を限度として補助しています。自然保護など他分野の活動も含め、いささかなりとも登山

団体としての社会的使命を果たしてきたと自負しています。

しかし、今年の4月1日から施行された新保険業法は、まさに覆耳に水でした。

オレンジ共済事件など、共済に名を借りた詐欺商法から消費者を守るための法改正のはずが、いつの間にか、私たちの基金も含めて根拠法を持たない自主共済に「無認可共済」という烙印を押し、その大多数を法の網で規制する法律になっていたのです。

この法案の審議にかかわった複数の金融財務(財政)委員の衆・参院議員も、そんな狙いの法律とは知らなかったと言っています。全国には、膨大な数の自主共済があると推定されます。しかし、国の実態調査では、全国での自主共済はわずか166で、法施行の説明会も東京だけででした。さらにパブリック・コメントも、実施の発表は法施行直前でした。手続的にも拙速で極めて乱暴な法改正は、先

自主共済つぶす新保険業法

の電気用品安全(PSE)法を思わせませぬ。国の金融審議委員ですら「こんなに厳しい規制を急いでかけては、共済つぶしと疑われても仕方がない」と、毎日新聞紙上(4月7日)「縦並び社会」で批判しています。

事実、この法では共済からの移行の受け皿は、「少額短期保険業者」というミニ保険会社とも言うべき厳しい規制内容のもので、大半の自主共済には受け入れがたいものです。

かつて、知的障害者の共済について与謝野馨・金融担当相は「ボランティア、善意でやってきた方々の立場を考慮する」旨発言しましたが、その知的障害者の共済も法の適用除外にならず、存亡の機にあります。

法の網に入る期限の9月末日を前に、多くの自主共済が決断に苦しみ、すでに廃業・解散を決めた共済も続出しています。まさに「共済つぶし」と言っしかない混乱した状況です。

この法が、本来の目的から変質した背景は、前述の4月7日

の毎日新聞が指摘しています。米国政府と在日米商工会議所の、いわゆる「ガイアツ」と、共済を目の敵にしている日本の保険業界からの、共済を保険業法で規制すべしとの要請です。

しかし、自主共済の大半は公的社会保障制度の相次ぐ後退の中で、庶民の自立を支える「草の根セーフティネット」です。営利目的ではない自主共済を、無理やり金儲け目的の保険業に変えるという、結果的に共済つぶしの法の押しつけは、格差社会の助長につながります。

さらに、保険金の不払いなどコンプライアンス(法令順守)なき保険業界の要請を受けて、保険業界への監督責任がある金融庁が、健全な自主共済を法規制するのは論理の矛盾です。

市場の論理ではなく、社会福祉の補完としての自主共済の社会的な役割を認め、法改正あるいは政省令の追加など、大胆な適用除外の拡大に踏み切ること

を、国に強く要望します。

(毎週日曜日に掲載)